

和歌山大学大学院観光学研究科社会人短期履修制度に関する規程

制 定 平成28年11月25日

法人和歌山大学規程第1861号

最終改正 令和2年 9月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学大学院観光学研究科規則第2条の2に基づき、和歌山大学大学院観光学研究科（以下「本研究科」という。）博士前期課程において、標準修業年限を1年とすることに関する必要事項を定める。

(定義)

第2条 社会人学生の標準修業年限を1年とする制度を社会人短期履修制度（以下「短期履修制度」という。）とし、短期履修制度を利用する学生を社会人短期履修学生（以下「短期履修学生」という。）とする。

(資格)

第3条 短期履修制度による修学を利用することができる者は、社会人としての実務経験を3年以上有する者とする。

(学位論文の提出)

第4条 短期履修学生は、次の各号に掲げる全ての条件を満たす場合に修士論文を提出することができる。

(1) 本研究科博士前期課程に6ヶ月以上在学していること

(2) 修士論文中間発表会で発表していること

(3) 修士論文を提出するための必要な研究指導を受けていること

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、短期履修制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月15日一部改正：法人和歌山大学規則第2305号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月17日一部改正：法人和歌山大学規則第2306号）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。